

有価証券に関する指標

1.商品有価証券の種類別平均残高

該当ございません。

2.有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

		1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
令和4年度	国債	—	—	—	—	—	23,566	—	23,566
	地方債	100	572	329	99	442	2,720	—	4,265
	短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
	社債	—	207	18	1,052	766	764	—	2,810
	株式	—	—	—	—	—	—	237	237
	外国証券	—	488	996	200	454	2,699	2,552	7,390
	その他の証券	—	474	1,554	796	2,319	82	2,457	7,684
	合計	100	1,742	2,899	2,149	3,983	29,834	5,246	45,956
令和5年度	国債	—	—	—	—	—	32,004	—	32,004
	地方債	100	396	395	316	197	2,659	—	4,066
	短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
	社債	107	118	528	1,254	470	278	—	2,757
	株式	—	—	—	—	—	—	124	124
	外国証券	—	495	997	282	384	2,699	2,615	7,475
	その他の証券	—	690	433	315	129	79	1,222	2,869
	合計	207	1,700	2,355	2,168	1,181	37,722	3,962	49,297

3.有価証券の種類別の期末残高・平均残高

(単位：百万円)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国債	23,566	19,964	32,004	29,153
地方債	4,265	4,474	4,066	4,390
短期社債	—	—	—	—
社債	2,810	2,743	2,757	2,855
株式	237	215	124	112
外国証券	7,390	7,165	7,475	7,655
その他証券	7,684	6,395	2,869	6,342
合計	45,956	40,958	49,297	50,510

有価証券の時価情報

1.売買目的有価証券

該当ございません。

2.満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が 貸借対照表 計上額を 超えるもの	国債	9,427	9,737	309	—	—	—
	地方債	—	—	—	100	101	1
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	300	307	7	100	110	10
	小 計	9,727	10,044	317	200	212	12
時価が 貸借対照表 計上額を 超えないもの	国債	6,183	5,598	△585	24,476	23,283	△1,192
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	2,899	2,690	△208	3,099	2,851	△248
	小 計	9,083	8,289	△794	27,576	26,135	△1,441
合 計		18,811	18,334	△476	27,776	26,347	△1,428

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記「その他」は、外国証券です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

3.その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	償却原価	差 額	貸借対照表計上額	償却原価	差 額
貸借対照表計上額が償却原価を超えるもの	株式	177	128	49	43	36	7
	債券	1,214	1,201	12	892	886	5
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	998	987	10	693	688	4
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	215	214	1	198	198	0
	その他	575	508	67	583	537	46
	小 計	1,967	1,838	128	1,519	1,460	58
貸借対照表計上額が償却原価を超えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	13,817	14,519	△702	13,359	14,567	△1,207
	国債	7,955	8,423	△468	7,527	8,427	△899
	地方債	3,266	3,453	△186	3,272	3,500	△227
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	2,595	2,642	△46	2,559	2,639	△80
	その他	11,294	12,959	△1,665	6,556	7,485	△929
	小 計	25,111	27,479	△2,367	19,915	22,052	△2,136
合 計		27,078	29,317	△2,238	21,435	23,513	△2,078

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

4.子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

該当ございません。

5.時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式・子会社株式	—	—
非上場株式	60	80
その他の証券	6	6

金銭の信託

1.運用目的の金銭の信託

該当ございません。

2.満期保有目的の金銭の信託

該当ございません。

3.その他の金銭の信託

該当ございません。

デリバティブ取引

1.金利関連取引

該当ございません。

2.通貨関連取引

該当ございません。

3.株式関連取引

該当ございません。

4.債券関連取引

該当ございません。

5.商品関連取引

該当ございません。

6.クレジットデリバティブ取引

該当ございません。

報酬等に関する事項

1.対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰勞金」で構成されております。

(1)報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰勞金】

退職慰勞金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

(2)令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	112

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は7名、監事は1名です。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」94百万円、「退職慰勞金」18百万円となっております。
なお、「退職慰勞金」は、当年度中に支払った退職慰勞金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰勞引当金の合計額です。
3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3)その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第4号、第6号に該当する事項はありませんでした。

2.対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、令和5年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「同等額」は、令和5年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3. 令和5年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。